

板橋区重度障がい者大学等修学支援事業

〈事業概要〉

この事業は、重度の障がいのある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護を提供し、大学等の修学をサポートするものです。

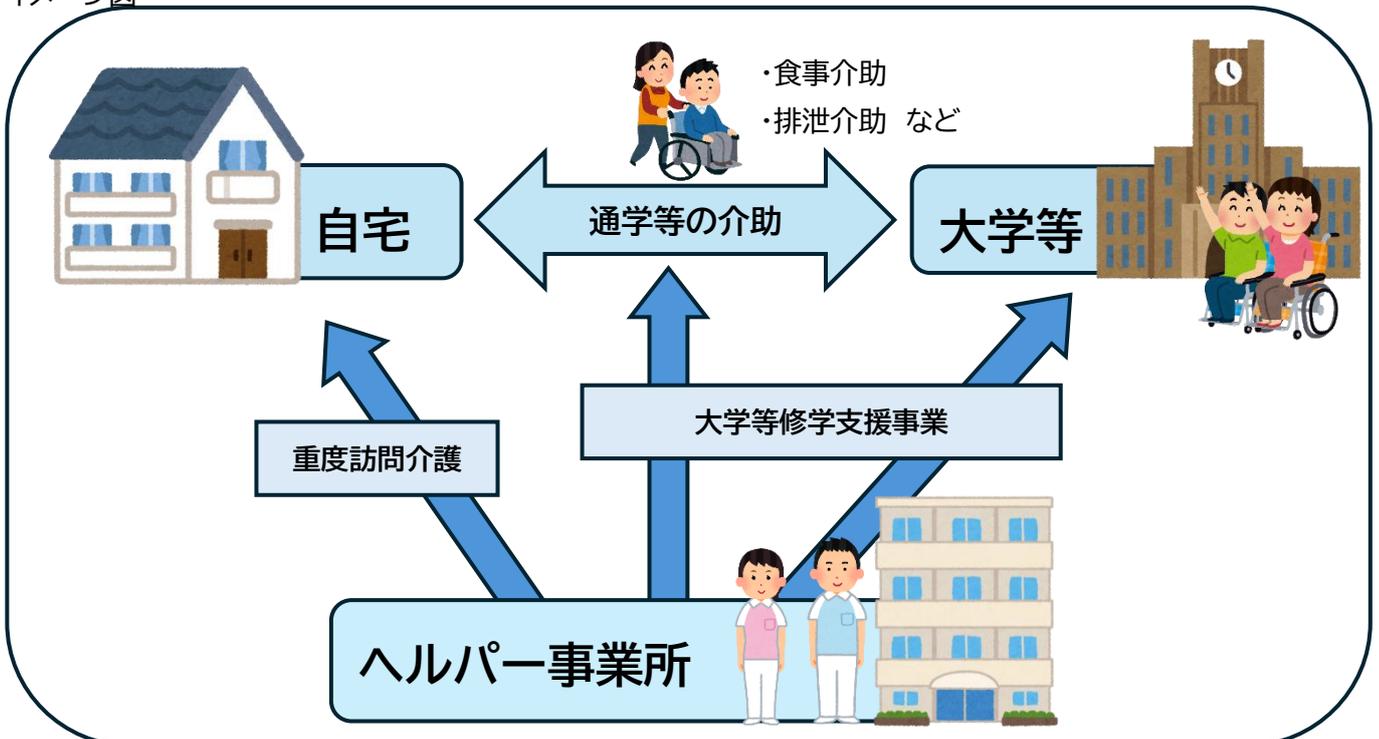
〈対象者〉

- 板橋区内に在住で次の条件の全てを満たす方
 - (1) 重度訪問介護を利用している方、またはそれに準ずる方
 - (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない方
 - (3) 学修の意欲があり、適切に単位を修得している方(病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除く。)

〈事業内容〉

大学等において、重度障がいのある方が必要な大学への通学中および大学等の敷地内における身体介護等を提供することにより行う事業

イメージ図



〈利用の流れ〉

申請前	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の要件を確認できる書類を大学等に依頼し、揃えてください。 ⇒『大学等修学支援事業承諾書(第2号様式)』と『委員会等の運営規定』と『支援計画』 ・重度訪問介護等障害福祉サービスを提供する事業者(ヘルパー事業者)へ相談し、『利用計画書(第1号の2様式)』を作成してください。
 申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な下記の書類をそろえて、各地域支援係へ提出してください。 ① 大学等修学支援費支給申請書(第1号の1様式) ② 大学等修学支援事業承諾書(第2号様式)・委員会等の運営規定・支援計画 ③ 大学等に在籍する(入学予定の)学生であること書類 ④ 大学等での履修科目および出席する授業日程の書類 ⑤ 世帯の課税状況を証する書類 ⑥ 利用計画書(第1号の2様式)
 決定	<ul style="list-style-type: none"> ・区が支給決定を行い、『板橋区重度障がい者大学等修学支援費支給決定通知書兼受給者証(第3号様式)』を申請者宛に送付します。
 契約・ 利用開始	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者がヘルパー事業所と利用契約を行い、利用を開始します。 ・通学内容等が変更した場合は、変更手続きを行ってください。事業を利用できる期間は決定日からその年度の3月31日または大学等の支援体制が構築されると見込まれる日のいずれか早い日までとなります。 ・継続の場合は、年度ごとに更新の手続きが必要となります。

〈利用者負担〉原則1割負担

利用者負担上限額

生活保護世帯・区民税非課税世帯	0円
障害者:区民税課税世帯(合計所得割額 16 万円未満)	9,300円
障害児:区民税課税世帯(合計所得割額 28 万円未満)	9,300円
上記以外	37,200円

〈問い合わせ先〉

(事業の制度に関すること)

板橋区役所 障がい政策課 相談事業推進係 電話番号 03-3579-2089

(事業の手続きに関すること)

板橋区役所 障がいサービス課 板橋地域支援係 電話番号 03-3579-2460
 赤塚地域支援係 電話番号 03-3938-5118
 志村地域支援係 電話番号 03-3968-2337